

住民基本台帳人口移動報告 2022年(令和4年)結果(移動率)

令和5年4月27日

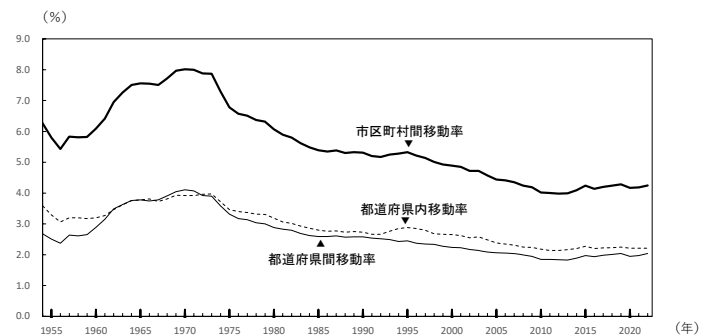
令和5年1月30日に公表した住民基本台帳人口移動報告2022年(令和4年)結果について、新たに移動率(「人口推計(2022年10月1日現在)」の人口に対する移動者数の比率)を集計し、その概要を取りまとめました。

都道府県間移動率は2.04%で前年に比べ0.07ポイント上昇

- 2022年の日本国内における市区町村間移動率は4.25%となり、前年に比べ0.07ポイント上昇
- 都道府県間移動率は2.04%となり、前年に比べ0.07ポイント上昇
- 都道府県内移動率は2.21%となり、前年と同率

(別表1、図1)

図1 移動率の推移(1954年~2022年)



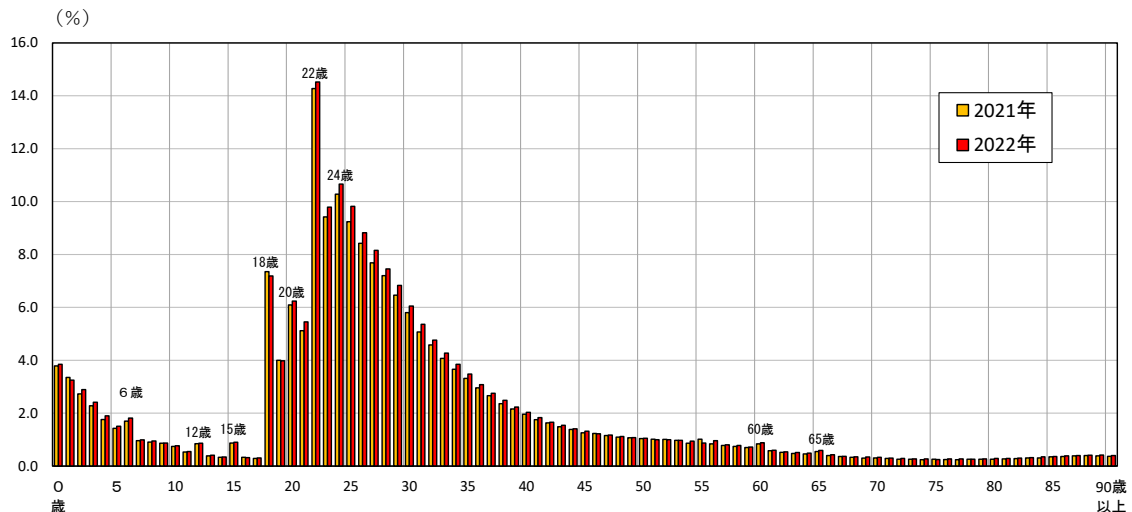
注) 1954年から2013年までは、日本人のみ。

都道府県間移動率は22歳が最も高く、25歳など80区分で前年に比べて上昇

- 2022年の年齢各歳別都道府県間移動率は、22歳が14.52%と最も高く、次いで24歳(10.66%)、25歳(9.82%)、23歳(9.79%)、26歳(8.82%)など。
- 前年に比べ都道府県間移動率が上昇しているのは、25歳が0.58ポイントと最も高く、次いで27歳(0.47ポイント)、26歳(0.40ポイント)などとなっており、80区分で上昇

(別表1、図2)

図2 年齢各歳別都道府県間移動率(2021年、2022年)



都道府県別転入超過率は、埼玉県が最も高い

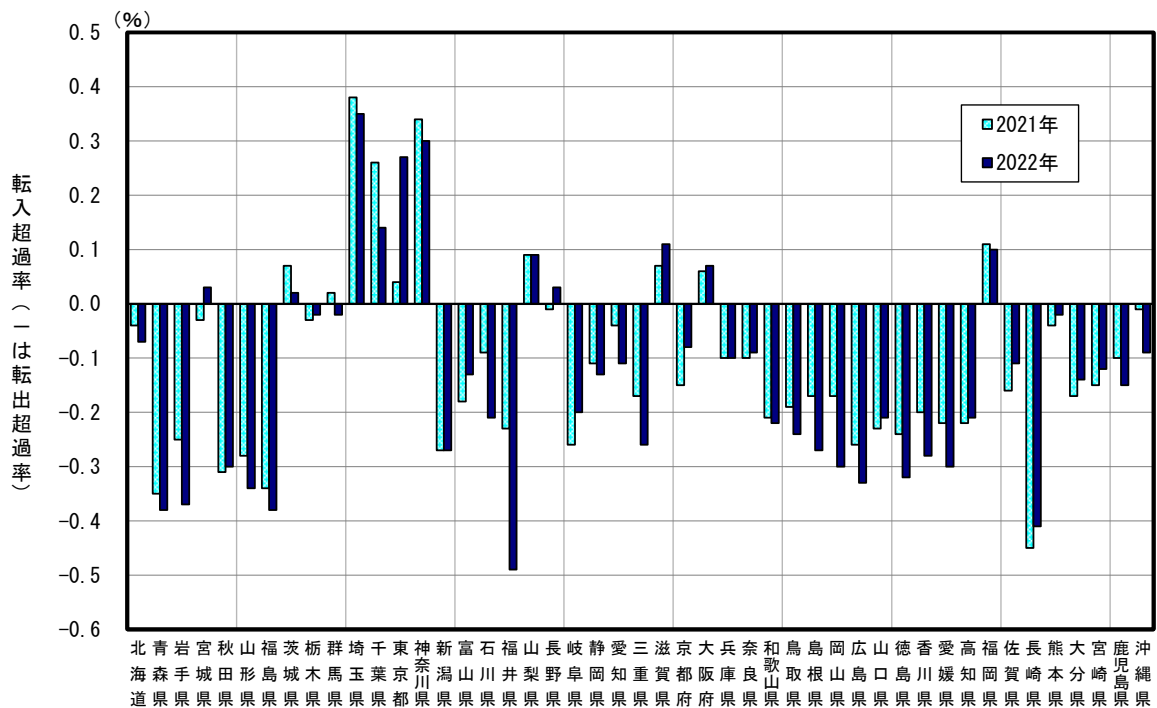
東京都の転入超過率は、前年に比べ0.23ポイント上昇

都道府県別転出超過率は、20道県で前年に比べて上昇

- 2022年の都道府県別転入超過率は、埼玉県が0.35%と最も高く、次いで神奈川県(0.30%)、東京都(0.27%)、千葉県(0.14%)、滋賀県(0.11%)など。
- 転入超過となっている11都府県のうち、東京都、滋賀県及び大阪府の3都府県で転入超過率は前年に比べ上昇、山梨県は同率となっている。最も上昇しているのは東京都で、前年に比べ0.23ポイント上昇
- 都道府県別転出超過率は、福井県が0.49%と最も高く、次いで長崎県(0.41%)、青森県及び福島県(0.38%)、岩手県(0.37%)など。
- 転出超過となっている36道府県のうち、20道県で転出超過率は前年に比べ上昇。最も上昇しているのは福井県で、前年に比べ0.26ポイントの上昇、次いで岡山県(0.13ポイント)など。

(別表2、図3)

図3 都道府県別転入超過率 (2021年、2022年)

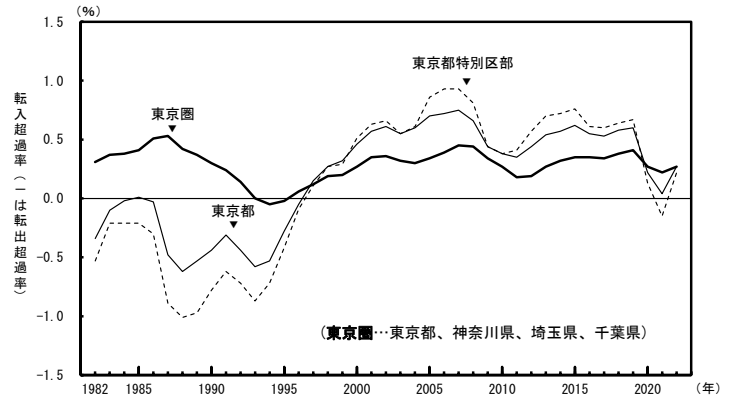


東京圏の転入超過率は、前年に比べ0.05ポイント上昇
東京都特別区部は、前年の転出超過から転入超過へ転じる

- 2022年の東京圏の転入超過率は0.27%、前年に比べ0.05ポイント上昇
- 東京都の転入超過率は0.27%、前年に比べ0.23ポイント上昇
- 東京都特別区部は、前年の転出超過から転入超過へ転じる。

(表、図4)

図4 東京圏、東京都及び東京都特別区部の転入超過率の推移（1982年～2022年）



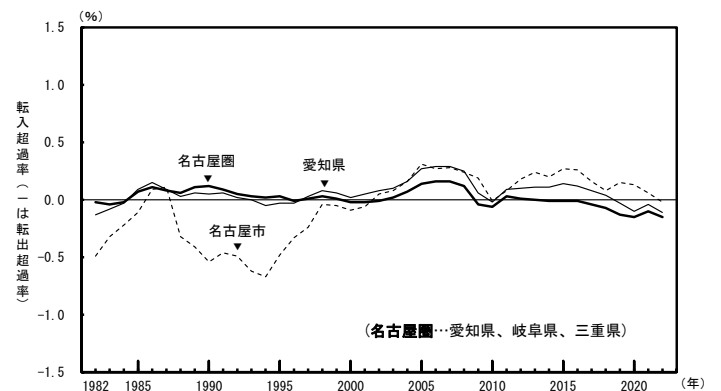
注) 1982年から2013年までは、日本人のみ。

名古屋圏の転出超過率は、前年に比べ0.05ポイント上昇
名古屋市は、前年の転入超過から転出超過へ転じる

- 2022年の名古屋圏の転出超過率は0.15%、前年に比べ0.05ポイント上昇
- 愛知県の転出超過率は0.11%、前年に比べ0.07ポイント上昇
- 名古屋市は、前年の転入超過から転出超過へ転じる。

(表、図5)

図5 名古屋圏、愛知県及び名古屋市の転入超過率の推移（1982年～2022年）



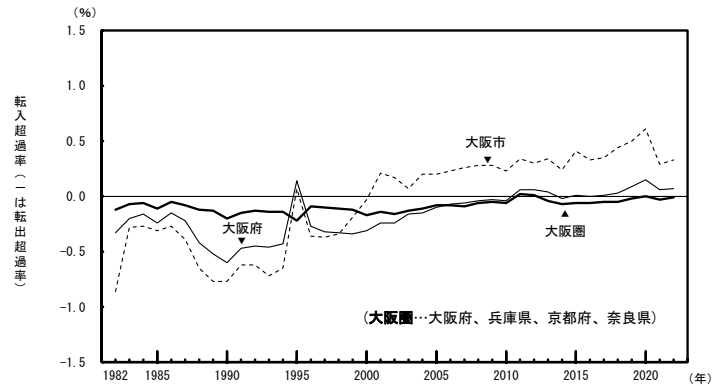
注) 1982年から2013年までは、日本人のみ。

大阪圏の転出超過率は、前年に比べ0.02ポイント低下
 大阪市の転入超過率は、前年に比べ0.04ポイント上昇

- 2022年の大阪圏の転出超過率は0.01%、前年に比べ0.02ポイント低下
- 大阪府の転入超過率は0.07%、前年に比べ0.01ポイント上昇
- 大阪市の転入超過率は0.33%、前年に比べ0.04ポイント上昇

(表、図6)

図6 大阪圏、大阪府及び大阪市の転入超過率の推移 (1982年～2022年)



注) 1982年から2013年までは、日本人のみ。

表 3 大都市圏の転入超過率の推移 (2018年～2022年)

区分	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
東京圏	0.38	0.41	0.27	0.22	0.27
東京都	0.58	0.60	0.22	0.04	0.27
東京都特別区部	0.64	0.67	0.13	-0.15	0.22
名古屋圏	-0.07	-0.13	-0.15	-0.10	-0.15
愛知県	0.04	-0.03	-0.10	-0.04	-0.11
名古屋市	0.08	0.15	0.13	0.06	-0.02
大阪圏	-0.05	-0.02	-0.00	-0.03	-0.01
大阪府	0.03	0.09	0.15	0.06	0.07
大阪市	0.44	0.50	0.61	0.29	0.33

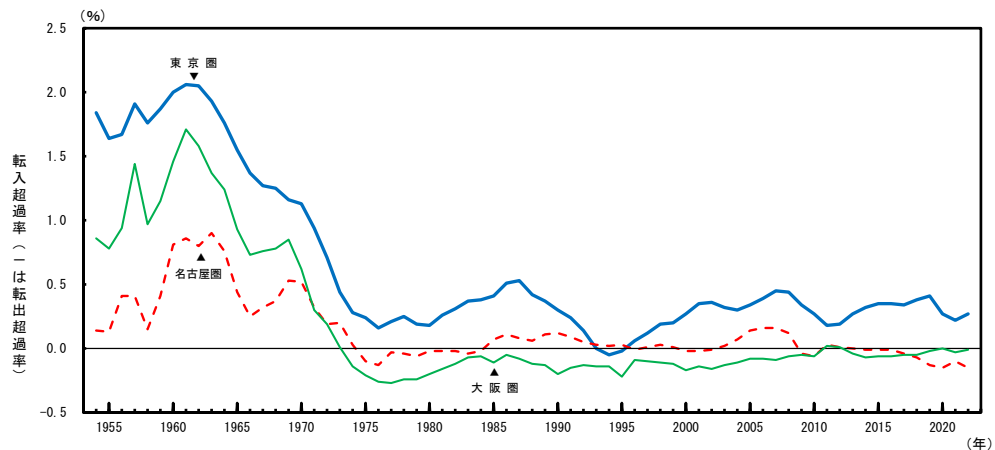
注1) 「-」は、転出超過を示す。

2) 東京圏：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県

名古屋圏：愛知県、岐阜県、三重県

大阪圏：大阪府、兵庫県、京都府、奈良県

図7 3大都市圏の転入超過率の推移(1954年～2022年)



注) 1954年から2013年までは、日本人のみ。

住民基本台帳人口移動報告について

住民基本台帳人口移動報告は、市町村長（東京都特別区の区長を含む。）が作成する住民基本台帳により、人口の移動状況を明らかにすることを目的とする。

本報告は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づいて、届出等のあった転入者に係る事項のうち、従前の住所（市区町村コード）、性別、年齢（出生年月日）、異動年月により作成したものである。

※ 2012年7月に住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて外国人も対象となった2013年7月8日以降は、日本の国籍を有しない者のうち住民基本台帳法で定めている者についても本報告の対象としている。

（用語の解説）

移動率

各年10月1日現在で推計された全国、都道府県及び21大都市の人口に対するそれぞれの移動に係る数の百分比である。全国及び都道府県別人口は「人口推計」、21大都市の人口は、各大都市が公表している「各年10月1日現在推計人口」を用いている。

なお、国勢調査実施年（西暦の年の末尾が0と5の年）における人口は、推計人口の数値は使用せず、国勢調査結果の人口を用いる。

市区町村間移動率

各年10月1日現在の人口に対する市区町村の境界を越えて住所を移した者の数（市町村合併日以降の旧市町村間の移動は計上されない。）の百分比をいう。

都道府県内移動率

各年10月1日現在の人口に対する都道府県の区域内で、市区町村の境界を越えて住所を移した者の数の百分比をいう。

都道府県間移動率

各年10月1日現在の人口に対する都道府県の境界を越えて住所を移した者の数の百分比をいう。

転入率

各年10月1日現在の人口に対する市区町村又は都道府県の区域内に、他の市区町村又は都道府県から住所を移した者の数の百分比をいう。

転出率

各年10月1日現在の人口に対する市区町村又は都道府県の境界を越えて他の区域へ住所を移した者の数の百分比をいう。

転入超過率

各年10月1日現在の人口に対する市区町村又は都道府県の転入者数から転出者数を差し引いた数の百分比をいう。なお、転入超過率がマイナス（-）の場合は、転出超過率を示す。

本報告における移動者数は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定により市町村に届出等のあった転入者の日本国内の移動に係る情報を集計したものです（国外からの転入者及び国外への転出者は含まれておりません。）。

なお、災害等の影響を受けて被災地から避難した人に係る移動については、避難先の市町村に転入の届出があった人についてのみ、移動者として計上されています。

- ◆ 「住民基本台帳人口移動報告」の結果や公表予定日等の情報については、インターネットを通じて提供しています。

ホームページの URL は、<https://www.stat.go.jp/data/idou/index.html> です。

住民基本台帳人口移動報告

検索 🔍

政府統計の総合窓口（e-Stat）の URL は、<https://www.e-stat.go.jp/> です。

問合せ先



総務省統計局

総務省統計局 統計調査部国勢統計課 人口移動調査係

〒 162-8668 東京都新宿区若松町 1 9 番 1 号

TEL (代表) 03-5273-2020 内線 34419

(直通) 03-5273-1157

Eメール c-idou@soumu.go.jp

統計データを引用・転載する場合には、出典の表記をお願いします。

(例) 資料：「住民基本台帳人口移動報告」（総務省統計局）